

県有墓地使用権継承の手続について

このことについて、関係書類を送付いたします。

つきましては、下記の点にご留意いただき、書類を提出していただきますようお願いいたします。

「使用権継承届」「誓約書」には墓地を引き継がれる方（以下「継承人」という。）が記名して下さい。

「同意書」は継承人以外の相続関係人の方が一枚ずつ記名して下さい。

同意書が不足する場合はコピーしてください。

継承の理由の欄には「前使用者 死去のため」とご記入下さい。

この他に、現在の墓地使用名義人（以下「前使用者」という。）と継承人の関係がわかるよう前使用者の戸籍謄本を提出して下さい。

戸籍謄本は、前使用者の出生から死亡までが把握できる改製前の戸籍謄本（いわゆる原戸籍）が必要となります。

また、戸籍謄本で相続関係人の死亡が確認できなければ除籍謄本など死亡が確認できる書類も併せて提出してください。

ご不明な点は下記までご連絡下さい。

〒850-8570 長崎市尾上町3-1
長崎県生活衛生課 営業指導班
Tel（代表）095-824-1111
（直通）095-895-2363
Fax 095-824-4780

長崎県有墓地使用权継承届

年 月 日

長崎県知事 様

(継承者)
届出者住所
氏 名

次のとおり使用权を継承したいので、長崎県有墓地使用条例施行規則の規定により、関係書類を添えてお届けします。

記

- 1 . 使用場所 等区(地区) 番
- 2 . 継承年月日 年 月 日
- 3 . 継承の理由

年 月 日

誓約書

長崎県知事 様

住 所
氏 名
連 絡 先

この度、使用権を継承したい区画 地区 番の使用におきましては、下記事項について使用者の責任により処理し、この義務を怠ったことにより県に損害を与えた場合は賠償することを誓約いたします。

記

- 1 . 墓地の使用に際して発生するゴミは適正に処分すること。
- 2 . 墓地改築工事を行う場合は、事前に生活衛生課へ連絡すること。
また、工事に伴い発生するガレキ等は、墓地外へ撤去し処理すること。
- 3 . 遺骨等を埋葬、埋蔵する場合は、火葬・埋葬許可証、改葬許可証を生活衛生課へ提出すること。
- 4 . 住所等届出事項に変更が生じる場合は、生活衛生課へ変更届を提出すること。
- 5 . 墓地を使用しなくなったときは、墓地使用返還届をすみやかに生活衛生課へ提出すること。

同意書

この度、長崎市坂本町の県有墓地 地区 番の使用権を

が継承することについては、何ら異議なく同意します。

年 月 日

住 所

氏 名